

商務部、海関総署、国家市場監督管理総局 2020 年第 12 号
「防疫物資の輸出における品質監督管理の更なる強化に関する公告」

世界で感染症が蔓延し続けている特殊な時期において、国際社会が世界の公衆衛生上の危機に共同で対処することをより効果的に支持するために、ここに防疫物資の品質監督・管理をさらに強化し、輸出秩序を規範化する関連措置について以下のとおり公告する。

1. 非医療用マスクの輸出品質の監督管理を強化する。4 月 26 日以降、輸出される非医療用マスクは、中国の品質基準または国外の品質基準を満たさなければならない。

商務部は国外の基準認証取得している、または登録している非医療用マスク生産企業リスト（中国医薬保健品輸出入商会サイト <http://www.cccmhpie.org.cn> 動きがあれば更新）を確認し、市場監督管理総局は国内市場で調査・処分された非医療用マスクの品質不合格製品と企業リスト（市場監督総局サイト <http://www.samr.gov.cn> 動きがあれば更新）を提供し、非医療用マスク輸出企業は税関に申告する際、電子版または書面による輸出者と輸入者の共同声明（添付ファイル 1 参考）を提出し、製品が中国の品質基準または国外の品質基準に適合していることを確認し、調達した製品の品質基準を輸入者が受入れていること、かつ輸入者が医療用の用途には使用しないことを確認しなければならない。海関は商務部が提供する企業リストに基づいて検査を行い、市場監督管理総局が提供する企業リストに入っていないものについては、海関が申告を受け付け、検査を行い、通過させる。

4 月 26 日以前に締結された調達契約に対しては、輸出申告の際に電子版または書面による輸出者と輸入者の共同声明（添付ファイル 1 参照）の提出が必要となる。

2. 医療物資輸出秩序を更に規範化する。4 月 26 日から、製品が国外基準認証を取得している、または登録している新型コロナウイルス検査試薬、医療用マスク、医療用防護服、呼吸器、赤外線体温計の輸出企業は、税関に申告する際、書面による声明（添付ファイル 2 参照）を提出し、製品が輸入国（地域）の品質標準と安全要求を満たすことを約束する必要がある。海関は商務部の提供する海外基準認証取得または登録済みの生産企業リスト（中国医薬保健品輸出入商会サイト <http://www.cccmhpie.org.cn> 動きがあれば更新）に基づいて検査を行い、通過させる。

以上の防疫物資の輸出品質監督・管理措置は、感染症の進展状況を見て動的に調整する。

添付：1. [出口方 and 进口方共同声明（中英文）.doc](#)

2. [出口医疗物资声明（中英文）.docx](#)

【仮訳 駐中国日本大使館】